

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の仮徴収が開始されます

国民健康保険の納税義務者や後期高齢者医療制度加入者で特別徴収となる条件を満たしている方については、支給される年金から納めていただく特別徴収（年金からの徴収）を行なっています。特別徴収対象者は、年6回の年金支給月ごとに納付していただくことになります。

また、平成24年4月から、新たに特別徴収を開始される方は、次のとおりです。

・国民健康保険の納税義務者

平成23年10月1日までに65歳になった世帯主の方で特別徴収となる条件を満たした方。対象の方については、3月中旬に通知を発送しました。

・後期高齢者医療制度加入者

平成23年10月1日までに75歳になった方で特別徴収となる条件を満たした方。対象の方については、4月上旬に通知を発送します。

問合せ 保険年金課保険年金係☎551・1640、後期高齢医療係☎551・1767

特別徴収（年金からの徴収）

1期	2期	3期	4期	5期	6期				
4月	6月	8月	10月	12月	2月				
(仮徴収)		(本徴収)							
<すでに特別徴収になっている方>									
2月に徴収された金額確定した国民健康保険税または後期高齢者医療保険料から仮徴収済額（4月・6月・8月に徴収した額）を差し引いた残額の3分の1の額を各期で徴収									
<4月から特別徴収になる方>									
前年度国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を基に仮算定した年税額の6分の1の額を各期で徴収									

年金だより

■平成24年度の国民年金保険料

平成24年4月分から平成25年3月分までの国民年金保険料は、月額14,980円です。

保険料を納め忘れてしまうと、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合がありますので、納付期限（翌月末日）までに納めてください。

■学生納付特例をご利用ください

20歳以上の方は学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

学生の方で本人の前年の収入が一定額以下の場合は、「学生納付特例制度」を申請すると在学中の保険料の納付が猶予されます。

申請を行なわず保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故等で障害が残ってしまったとき、障害基礎年金等を受けることができなくなります。保険料の納付が困難な学生の方は、申請してください。

■申請時に必要なもの

年金手帳（20歳の加入手続きをする方は不要）、学生証、認印（本人が署名する場合は不要）

申請・問合せ 保険年金課保険年金係☎551・1670

国保だより

■高齢受給者証の負担区分は1割のまま受診できます！

70歳から74歳の方で、一部負担金の割合が2割（平成24年3月31日まで1割）の高齢受給者証をお持ちの方は、平成24年4月1日以降も1割となります。平成24年4月1日から適用になる高齢受給者証を3月中旬に送付ましたが、届かなかった場合でも、一部負担金は1割で受診できます。

■手続きをお忘れなく！

こんなときは、必ず届け出をお願いします！

・会社等の健康保険に加入、脱退したとき

・転入、転出したとき

・転居したとき

・氏名を変更したとき

・生活保護開始または廃止されたとき

※とくに4月は新たに就職、退職される方が多い時期です。健康保険が変更になる方は、14日以内に届け出をお願いします。

■収入がなくても申告は必要です！

市・都民税の申告または確定申告はお済みでしょうか。収入がなくても、必ず申告を行なってください。申告をしないと、収入がない方に適用される国民健康保険税の軽減を受けることができません。また、一か月あたりの医療費の限度額が引き上げられ、適正な高額療養費の支給を受けることができなくなります。

問合せ 保険年金課保険年金係☎551・1640

●●保険料の決め方●●

保険料の増加抑制策を講じてもなお、一定のご負担をお願いせざるをえないこととなりました。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

保険料の算定にあたっては、確定申告をはじめ所得の申告などにより決定します。この申告等がないと保険料の軽減も受けられませんのでご理解ください。

問合せ 保険年金課後期高齢医療係☎551・1767

◆会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、所得割額が無料となり、均等割額が9割軽減された額のみとなります。

◆保険料の計算例（保険料額は100円未満切捨て）

【ケース1】単身世帯の本人の収入が年金のみの場合 (円)

年金収入額	80万円	160万円	200万円	240万円
軽減率	9割軽減	8.5割軽減	2割軽減	軽減なし
均等割額	4,010	6,015	32,080	40,100
軽減率	—	100%	50%	軽減なし
所得割額	0	0	19,246	71,253
保険料額	4,000	6,000	51,300	111,300

【ケース2】夫婦二人世帯で、本人の収入が年金のみ、配偶者の収入が年金80万円の場合 (円)

本人の年金収入額	80万円	120万円	170万円	200万円
軽減率	9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減
均等割額	4,010	6,015	20,050	32,080
本人の保険料	—	—	75%	50%
所得割額	0	0	3,480	19,246
保険料額	4,000	6,000	23,500	51,300
配偶者の保険料	—	—	9割軽減	5割軽減
均等割額	4,010	6,015	20,050	32,080
所得割額	0	0	0	0
保険料額	4,000	6,000	20,000	32,000

※配偶者は、年金収入が80万円であることから、所得割額はかかりません。

届け出の必要な場合

手続きに必要なもの

国民健康保険に加入する	
※届出人の身分証明書（免許証、住基カードなど顔写真付きのものは1点、キャッシュカードなど顔写真がないものは2点必要になります）を必ずお持ちください。	
市内に転入してきたとき	印鑑、転出証明書
会社等の健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険の離脱証明書（単身の場合は退職証明書または離職票でも可）
健康保険の扶養家族でなくなったとき	印鑑、健康保険の離脱証明書
生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、通帳（口座番号がわかるもの）、母子手帳、出産時の領収書
国民健康保険をやめる	
市外へ転出するとき	印鑑、保険証
会社等の健康保険をやめたとき	印鑑、今までの国保・新しい健康保険の保険証（または資格証明書）
健康保険の扶養家族になったとき	印鑑、今までの国保・新しい健康保険の保険証（または資格証明書）
生活保護を受けることになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
死亡したとき	印鑑、保険証、会葬礼状の写しなど
加入者の内容の変更をする	
住所・世帯主・続柄・氏名などが変わったとき	印鑑、保険証、届出人の身分証明書
その他	
後期高齢者医療制度の対象となったとき	手続きは不要です。※75歳の誕生日までに新しい保険証が送付されます。
保険証を紛失したとき	印鑑、届出人の身分証明書
就学のため、学生が親元を離れ市外に転出するとき	印鑑、在学証明書、保険証、転出先の住民票の写し、届出人の身分証明書
※外国籍の方は、外国人登録カードをお持ちください。	
※上記以外に書類が必要な場合があります。	

